

# いなべ市社協相談支援事業所

～障がいのある方、ご家族の相談窓口です！～

電話番号:0594-82-1728

## 相談支援事業所とは

障がい者、障がい児、難病の方、ご家族からの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言などを行う事業所です。「あなたが、あなたらしく暮らす」ことをお手伝いさせていただきます。

## どんな人が相談出来るの？

いなべ市にお住いの障がい者、障がい児、難病の方、または発達に心配のある児童やご家族が対象になります。障害者手帳の有無は問いません。相談は無料です。

## どんな相談が出来るの？

- ◇どんな福祉サービスがあって、どうやって利用するのかをご説明します。
- ◇ゴミ捨てや掃除、お風呂や買い物等、色々な心配ごと、生活全般について相談をお受けします。
- ◇日中の過ごし方、障がいに配慮が受けられる福祉就労についてご案内します。

地域で豊かに安心して生活するために、みなさまの不安や悩み、そして、希望することを聞かせてください。あなたのライフステージに合わせて一緒に考えていきます。ぜひ、お気軽にご相談ください。



○設置主体:社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会

○住所:〒511-0428

いなべ市北勢町阿下喜2624番地2(オレンジ工房あげきの隣)

○TEL:0594-82-1728

○FAX:0594-72-3147

○開所日:月曜日～金曜日(土・日・祝日休み)

○営業時間:8:30～17:15

○担当者:上島・服部・野崎・岡崎・小寺・川内

★専門的な研修(精神障害等)を受けて、体制を整えています！

★訪問・電話・FAX・来所・メール、色んな方法で相談が出来ます。まずはご連絡ください！

# 障害福祉サービスの利用には

## 「サービス等利用計画」の作成が必要です

障害者総合支援法により、障害福祉サービスの新規申請・更新などの申請手続きの際に、「サービス等利用計画」の作成が必須とされています。

障害福祉サービスの利用を希望される場合は、次の“サービス利用までの流れ”を参照していただき、必要な手続きについてご相談ください。

### サービス利用までの流れ

◇市役所の窓口で受付・申請



市役所で必要な手続きを行います。この時期に指定特定相談支援事業者と相談し、担当の相談支援専門員を決定・契約すると、手続きがスムーズに出来ます。

◇障害支援区分の認定



認定調査が行われます。訓練等給付や障害児通所支援の場合は、調査はありません。

◇計画(案)の作成・提出



担当の相談支援専門員と話し合い、「サービス等利用計画(案)」を作成し、市役所へ提出します。

◇支給決定



市役所から障害福祉サービス受給者証(黄色の手帳)が発行されます。サービス利用の根拠となります。

◇サービス担当者会議



ご本人、ご家族、相談支援専門員、サービス事業者等で話し合い、サービス利用の目的、内容、予定等を確認します。この会議により「サービス等利用計画」が確定します。

◇サービス利用の開始

サービス利用が開始されます。「サービス等利用計画」に沿ったサービス利用等がなされているか、計画の評価・見直し(モニタリング)がされていきます。

相談支援専門員が、水先案内人となります。  
「サービス等利用計画」が、みんなをつなぐ地図になります。いなべ市社協相談支援事業所へ、安心してご相談ください。

